

函 保 予
令和4年(2022年)1月 日

各医療機関の長 様

市立函館保健所長
北海道渡島保健所長

新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について
感染症対策の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、南渡島二次医療圏（函館市内、渡島保健所管内）においても、1月中旬以降、1日あたりの感染者公表数が過去最多となるなど感染症の急拡大が確認され、特に軽症患者が著しく増加しており、これらの軽症患者の大多数は入院不要で自宅療養や宿泊療養となっております。

このため、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの通知に基づき、自宅療養や宿泊療養の患者への医療が円滑に提供できるよう体制を構築する必要があります。現時点では、市立函館保健所および渡島保健所において、陽性判明当日に患者本人に連絡をとるとともに、自宅療養者の健康観察を実施しておりますが、医療の提供については、より多くの先生方に、診断の当日ないし翌日での経口薬の投与等につき、ご配慮、ご協力をお願いしたいと思っております。

つきましては、医療機関と保健所との連携強化のため、下記により貴機関の対応状況についてご回答をお願いいたします。

記

1 依頼内容

貴機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の陽性判明した患者に対する治療の実施について

(ア) 受診・判明時の投薬（対症療法）

例) 解熱鎮痛剤等の処方

(イ) 自宅療養中に症状の悪化等がみられた場合の電話等による再診および投薬（処方箋発行）

(ウ) 薬剤配送・郵送対応が可能な調剤薬局との連携

別添の報告様式の記載例を参考の上、記載・提出願います。

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養については、添付資料のとおり公費負担医療の提供に係る費用の請求が可能となっております。

○ 公費負担請求する場合の公費負担者番号（北海道）「28010601」、公費負担医療の受給者番号（統一）「9999996」（7桁）になります。

○ 公費負担医療を行った場合は、翌月の10日までに別添資料（4）により市立函館保健所あて報告願います。

※ 初診時は上記公費負担の対象とはならず、検査費用については、従来通り公費負担者番号「28013506（函館市）」が適用となり、一部、本人負担額が発生することに御留意願います。また、療養中に新型コロナウイルス感染症以外の疾患に係る処方等が必要な場合は、通常の保険診療と同様になります。

2 報告様式の提出

・提出期日：令和4年2月3日（木）

・提出先

市立函館保健所保健予防課 大坂

E-mail：hc-yoboh-kansen@city.hakodate.hokkaido.jp FAX番号：0138-32-1526

※上記メールアドレスへのメール又はファックスにより提出願います。

3 添付資料

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合対応 について」（令和4年（2022年）1月5日付け事務連絡）
- (2) 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（保医発0430 第4号令和2年4月30日）
- (3) 報告様式
- (4) 自宅療養公費対象者一覧

※ 類似の調査が重複して申し訳ありませんが、可能な限り早期に回答お願いいたします。

※ 今後、対応可能となった時点で、随時ご回答ください。

※ 本書および別添資料につきましては、下記の保健予防課ホームページ「新型コロナウイルス感染症について～医療機関向けの通知等について」に掲載しております。

URL <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020011600059/>

市立函館保健所保健予防課 大坂
TEL 0138-32-1547 FAX 0138-32-1526

渡島総合振興局保健行政室（渡島保健所）
企画総務課地域医療薬務係 波江
TEL 0138-47-9527 FAX 0138-47-9219